

社会福祉法人くすのき会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くすのき会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。

2 報酬等とは、職務執行の対価として支払われるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 役員に対する報酬の額は 別表第1に定める額とする。

(2) 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

第5条 役員に対する報酬等の時期は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった翌月28日支給する。ただし、その日がどようび、日曜日または祝日の場合はその日の前日に支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 費用弁償額は役員等の居住地（或いは施設）から計算し、職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

別表1 役員の報酬

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000円

別表2 評議員の報酬

	日 額
評議員会への出席	2,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	2,000円